

第 98 号 議 案

長崎県税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 11 月 26 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県税条例の一部を改正する条例

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金） 第9条 法第37条の2第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、次の各号のいずれかに<u>該当するもののうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）</u>とする。 (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号<u>から第4号（知事が認可した公益信託に対する寄附金に限る。）</u>までに掲げる寄附金 (2) <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定</u>	（法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金） 第9条 法第37条の2第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、次の各号のいずれかに<u>該当するものとする。</u> (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号<u>及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）</u> (2) <u>所得税法第78条第3項に掲げる金銭のうち、公益信託ニ関スル法律</u>

<u>する特定非営利活動に関する寄附金</u>	<u>(大正11年法律第62号) 第2条の規定により知事又は長崎県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u>
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(寄附金控除に関する経過措置)

- 2 個人がこの条例による改正前の長崎県税条例第9条第1項第2号に規定する公益信託の信託財産とするために支出する金銭については、同号の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

令和6年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。